

3公立香第271号
令和3年12月2日

各小学校長 }
各中学校長 } 殿

公立学校共済組合香川支部
支部長 工代祐司

海外日本人学校に派遣される組合員の社会保障協定に係る
適用証明書について(通知)

このことについて、日本国と諸外国との間において、社会保障協定を締結している国があります。

これには、「外国に派遣された者については、派遣先と派遣元のそれぞれの国の年金制度に二重に加入することが義務付けられる場合があること。」「一時的な派遣の場合、派遣先の国の年金制度に加入している期間が短く、受給資格要件を満たさないため、年金が受給できない場合があること。」の問題がありました。この問題を解消するため、まず、初めに、日本国とドイツ連邦共和国との間で社会保障に関する協議が行われ、平成12年2月に社会保障協定を締結・発効することとなりました。これにより、相手国に派遣される者については、両国の年金制度のうち一方の年金制度のみの適用を受けることで二重加入が排除されるとともに、年金の受給要件も両国の年金制度の加入期間を相互に通算して要件を満たす場合は、年金が支給され、従来の問題点は解消されることとなりました。

これを皮切りに、他の諸外国とも社会保障に関する協議が行われ、その幾つかの国と社会保障協定が締結・発効されて、今日に至っています。

公立学校共済組合香川支部の組合員の場合、社会保障協定締結国の日本人学校に派遣される組合員は、社会保障協定に係る適用証明書(以下「適用証明書」という。)が必要となります。

つきましては、今後、該当する組合員がいる場合は、次のとおりとしますので、手続に遺漏のないようよろしくお願いします。

1 適用証明書を必要とする社会保障協定締結国

ドイツ、イギリス、アメリカ、ベルギー、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国

2 適用証明書の申請方法

公立学校共済組合香川支部年金担当までお申し出ください。折り返し、社会保障協定締結国別の適用証明書申請書を送付します。

3 適用証明書交付までの時間

適用証明書は、連絡機関とされている地方公務員共済組合連合会が発行します。適用証明書申請書の提出から適用証明書発行までに、1カ月程度要しますので、御承知おきください。

4 適用証明書の返却

人事異動により、派遣国より帰国したときは、適用証明書を公立学校共済組合香川支部まで返却してください。

【担 当】

公立学校共済組合香川支部
共済グループ年金担当 久保、磯崎
(TEL 087-832-3795直通)